

議員提出議案第13号

少人数学級及び教職員定数の改善に係る意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年9月9日

渋川市議会議長 安 川 信 之 様

提出者 教育福祉常任委員会
委員長 加 藤 幸 子

別紙

議員提出議案第13号

少人数学級及び教職員定数の改善に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。豊かな学びや学校の働き方改革の実現には、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられていますが、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。
 - 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
 - 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
 - 4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

渋川市議会議長 安カ川信之

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣